

# 臼杵市電子入札立会要領

(趣旨)

- 1 この要領は、臼杵市が行う電子入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第1項に規定する立会に関して必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会)

- 2 電子入札に参加した者(紙入札を行うことが承認された者を含む。)は、開札の立会ができるものとする。なお、立会を希望する場合には、入札書提出締切日時までに契約担当者に立会を希望する旨を申し出なければならない。

(入札者が立ち会わない場合)

- 3 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係がなく、かつ、通常は入札事務に関与することのない職員を立ち合わせなければならないものとする。ただし、地方自治法施行令第167条の8第2項に規定する、電子入札方式による場合等であって入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(立会者の確認)

- 4 立会者は、開札が適正に執行されたかどうかについて確認を行うものとする。

(システムへの署名)

- 5 立会者は、上記4の確認後に電子入札システムへ署名を行わなければならないものとする。なお、立会者が複数の場合は、発注者が指名した者(1名)が署名を行うものとする。

(随意契約の取扱い)

- 6 随意契約における見積書開封時の立会については、特段の定めがある事項を除き、本立会要領に定める取扱いに準じるものとする。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

【改正履歴】

平成19年3月1日改正

平成24年4月1日改正

平成28年4月1日改正